

外部専門家管理者方式への移行

安全度チェックリスト

1. マンション管理士が管理者となる場合	
☐	有効な賠償責任保険（含第三者管理者特約）に加入している。
☐	印鑑を管理者に預ける場合、横領着服等犯罪に対する有効な補償に入っている。
2. 管理業者が管理者となる場合	
☐	規約に管理会社等管理者の固有企業名が入っていない。
☐	規約に外部専門家(マンション管理士等)監事の設置規定がある。
☐	外部専門家(マンション管理士等)監事の場合、有効な賠償責任保険に加入している。
☐	通帳は管理業者管理者、印鑑は組合員若しくは外部専門家(マンション管理士等)監事とされている。
☐	外部専門家(マンション管理士等)監事に印鑑を預ける場合、横領着服等犯罪に対する有効な補償がある。
3. 規約規定共通事項	
☐	管理者・監事が総会で選任される規定となっている。
☐	管理者・監事の任期が規定されており、任期は1～2年となっている。
☐	管理者・監事の欠格条項が規定されている。
☐	管理者・監事の誠実義務が規定されている。
☐	監事の意見陳述が規定されている。
☐	管理者・監事の利益相反防止が規定されている。
☐	組合員の総会招集権が、標準管理規約より厳しい規制をされていない。
☐	総会の議決事項が、標準管理規約 17 項目と同様以上になっている。

※上記項目が1点でも適用されない場合は安全ではないということになります。

※詳細な内容については、都道府県のマンション管理士会にご相談願います。